

本州四国連絡高速道路（株）入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成24年11月13日（火） 本社11F 会議室	
出席委員	小林 秀一（弁護士） 白土 博通（大学教授） 泉水 文雄（大学教授）	
審議対象期間	平成23年10月1日～平成24年3月31日	
抽出案件	抽出案件 3 件	（備考）
条件付一般競争	1 件	・平成23年度磁気カード方式料金収受機器更新工事
簡易公募型競争	1 件	・平成23年度本四道路の供用による社会経済構造の変化等に関する調査分析業務
随意契約	1 件	・料金収受機械設備保守部品購入（その2）
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する応答等	・別紙のとおり	・別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・意見の具申、勧告はなかった。	

別 紙

意見・質問	回答（説明を含む）
<p><b>①入札方式別発注業務について説明</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札率が低い工事については、品質確保に懸念があるが、こういった対策を講じているのか？</li> <li>・低入札調査を経て契約されている工事が数件あるが、予定価格が高いということは考えられないか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札金額が予め定めた金額を下回る場合は、低入札価格調査を実施し、その金額で契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合のみ契約としている。</li> <li>・また、契約締結後においては通常より監督業務を強化し品質確保に努めている。</li> <li>・予定価格の設定にあたっては、市場価格を反映し、当社として適切な価格で設定している。低入札が多発するようであると予定価格の見直しも検討することとなるが、現状においては、諸経費を削ってでも受注したいなど業者側の経営努力によりこういった結果になっていると思慮する。</li> </ul>
<p><b>②指名停止等運用状況について説明</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反するとして、排除措置命令及び課徴金納付命令等の措置が講じられ同時に課徴金減免制度の適用事業者である旨公表されているとあるが、課徴金減免制度の適用を受けることによる指名停止期間について軽減措置はあるのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正取引委員会から課徴金減免制度の適用事業者である旨公表された場合は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間を指名停止の期間としている。</li> </ul>
<p><b>③条件付一般競争入札（平成23年度磁気カード方式料金収受機器更新工事）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争の参加者は1者であるが、当該収受機器更新を施工できる業者は何社か？</li> <li>・一般競争入札の結果、参加者が1社であるということであれば、2社に競争させる方が望ましいのではないか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低でも当該システムの設置業者である2者について、施工可能な業者と認識している。</li> <li>・結果、参加者が1社ではあったものの、当社としては、当該2社を含め、一定の条件を満たせば誰でも競争に参加できる</li> </ul>

意見・質問	回答（説明を含む）
<p>・品質管理に関する評価基準において、大きな工夫・工夫・一般的と3段階評価としているが、具体的にはどういった評価をしているのか？</p> <p>・その3名は、専門部門の者か？</p> <p>・今回のように参加者が複数者見込めないような案件については、随意契約によることも検討すべきではないか</p> <p><b>④簡易公募型競争入札方式（平成23年度本四道路の供用による社会経済構造の変化等に関する調査分析業務）</b></p> <p>・技術評価が低く入札金額の高い業者が結果、落札者となっているが、調査等業務ではなく本業務のような役務的業務は本方式になじまないのではないか？</p> <p>・当該契約における落札者の決定方法は、予め入札参加者に知らしているのか？</p> <p><b>⑤随意契約（料金收受機械設備保守部品購入（その2））</b></p> <p>・保守部品は何年分くらい仕入れるのか？</p>	<p>競争性を確保した当該方式が妥当なものであると考える。</p> <p>・提案の内容について、3名の評価者による合議にをもって評価を行っている。</p> <p>・担当する技術系の部門3名である。</p> <p>・特定の業者しか出来ない場合は、随意契約ということになるだろうが、今回のケースは少なくとも2者は施工可能な業者として認識していることから、競争契約が妥当であると判断した</p> <p>・簡易公募型競争入札方式については、平成23年度から試行導入した制度であり、現在、当該方式により契約した案件について検証しているところである。</p> <p>当該案件などは、ご指摘のとおり通常の調査等業務とは違い役務的な業務であるため、技術評価に重点を置いた評価方法にするなど本格導入に向けて検討して参りたい</p> <p>・なお、当該案件については、技術力のみで契約交渉の相手方を決定する方式よりも技術力と価格で評価する当該方式が妥当であると判断した</p> <p>・入札広告により事前に知らしている</p> <p>・3年分くらいである</p>

意見・質問	回答（説明を含む）
今回の入札監視委員会の審議において、意見の具申又は勧告はない。	